

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月17日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
さぬき動物愛護センター	令和2年4月14日
東讃保健福祉事務所	令和2年4月16日
西讃保健福祉事務所	令和2年4月17日
障害福祉相談所	令和2年4月20日
川部みどり園	〃
保健医療大学	令和2年4月22日
精神保健福祉センター	令和2年4月23日
生活衛生課	令和2年5月19日
医務国保課（国民健康保険室）	〃
長寿社会対策課	〃
子ども政策推進局	令和2年5月20日
障害福祉課	〃
食肉衛生検査所	令和2年6月29日
中讃保健福祉事務所	〃
子ども女性相談センター （西部子ども相談センター）	〃
斯道学園	〃
薬務感染症対策課	〃
健康福祉総務課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

- (ア) 自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給していた。(障害福祉相談所)
 - (イ) 資金前渡金の精算残金について、直ちに返納していないものが散見された。また、自主検査において返納が指導されていなかった。(川部みどり園)
 - (ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。(医務国保課)
 - (エ) 出張における宿泊場所での駐車場料金については、旅費として支給される定額の宿泊料に含まれているにもかかわらず加算して支払っていたので、返納させる必要がある。(子ども女性相談センター)
- イ 物品について
- 備品である冷蔵庫3台について、不用品の決定と廃棄処分の決定を行わずに廃棄処分していた。(川部みどり園)
- (3) 検討指示事項
- 該当事項なし